国民健康保険からのお知ら

市民課保険年金係 🏠 251148

国民健康保険は、病気やケガに備えて、被保険者のみなさんがお金(保険税)を出し合い、安心して医療が受けら れる健康保険制度です。今後の健全な運営に向けて、適正な受診の心がけや留意事項についてお知らせします。

はり・きゅう、あん摩・マッサージ、柔道整復の施術

はり・きゅう、あん摩・マッサージ、柔道整復(整体・接骨)の施術について、次に示す一定の要件を満た す場合は、「療養費」として健康保険の対象(自己負担2割または3割・後期高齢者のかたは1割または3割) となります。要件を満たさない場合は、全額自己負担となります。

健康保険の対象となる場合

はり・きゅう 次の要件をすべて満たすこと

- ●神経痛・リウマチ・五十肩・頚腕症候群・頸椎捻挫後遺症・ 腰痛症のいずれかであること
- ●医師による適当な治療手段がなく(医療機関による治療の結 果、効果が現れなかった場合など)、はり・きゅうの施術を受 けることを認める医師の同意があること
- ※はり・きゅうの施術を受けながら並行して医療機関で同じ傷 病の診療を受けた場合(湿布や薬の処方も含む)、はり・きゅ うの施術は健康保険の対象になりません。

■あん摩・マッサージ

- 筋麻痺・関節拘縮などの症状が認め られ、医療上あん摩・マッサージが 必要と医師が同意している場合
- ※疲労回復や慰安を目的などのマッサージ は健康保険の対象となりません。



■柔道整復 (整体・接骨)

●急性などの外傷性の打撲・捻挫・挫傷(肉離 れなど)・骨折・脱臼 (骨折および脱臼の場合は応急の場合を除い て医師の同意が必要です)



※脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長 期の施術、同じ負傷を医療機関で治療中のものなどは健 康保険の対象になりません。

注意事項

- ・療養費の支給手続きには「療養費支給申請書」が必要です。 申請書の内容(傷病名・日数・金額など)をご確認のうえ、 委任欄にご自身で署名・押印してください。
- ・領収書は医療費控除を受ける際に必要となりますので必ず 受け取り、大切に保管してください。

はしご受診・頻回受診について

同じ疾患で複数の医療機関にかかる「は しご受診」や、一定回数以上受診する 「頻 回受診」は医療費増加につながるほか、 薬の重複や体への負担が懸念されます。 まずはかかりつけ医を受診してください。



糖尿病性腎症について

糖尿病性腎症は糖尿病の合併症の一つです。放ってお くと人工透析が必要になる可能性が高まりますが、早 めに適切な治療と生活習慣の改善を行えばその危険性 が減り、身体的な負担や医療費の増加を防ぐことがで きます。まずは健診を受け、糖尿病の疑いのあるかた は早めの受診を行い、継続的な治療を行ってください。

ポリファーマシーについて

たくさんの薬を服用することにより、副作用や体調に 好ましくない影響を起こすことをポリファーマシーといい ます。 同時に複数の医療機関や薬局を利用している場 合でも、お薬手帳を1冊にまとめ、医師や薬剤師に薬 の重複や飲み合わせなどもチェックしてもらいましょう。

ジェネリック医薬品について

適正受診と合わせて薬と上手に付き合うことも医療 費の節約につながります。ジェネリック医薬品(後発医 薬品)は新薬(先発医薬品)と同等の効果がありますが 価格が低く設定されています。国の安全基準を満たした 信頼できる薬なので、医師や薬剤師と相談して積極的に 活用してください。

特定保健指導の実施について

特定健診や市の人間ドックを受診されたかたは、 結果に応じて生活習慣の見直しに向けた特定保健指 導を実施しています。疾病の重症化予防や健康増進 への大切な取り組みですので、通知の届いた対象の かたは積極的に取り組んでください。

国民健康保険の届け出について

国民健康保険に加入しているかたが会社などの健 康保険に加入した場合、国民健康保険の資格喪失の 届け出が必要です。また、会社などの健康保険の資 格を喪失した場合は、国民健康保険へ資格取得の届 け出が必要です。自動で切り替わりませんのでご注 意ください。

なお、ほかの健康保険に加入した場合、国民健康 保険の被保険者証はご使用できません。

一人ひとりが適正な受診や健康維持に向けて取り組むことで、医療費の節約や医療機関への負担軽減につながります。 安心な医療の確保のため、できることから医療費の適正化にご協力をお願いします。